

考えてみよう!

共生



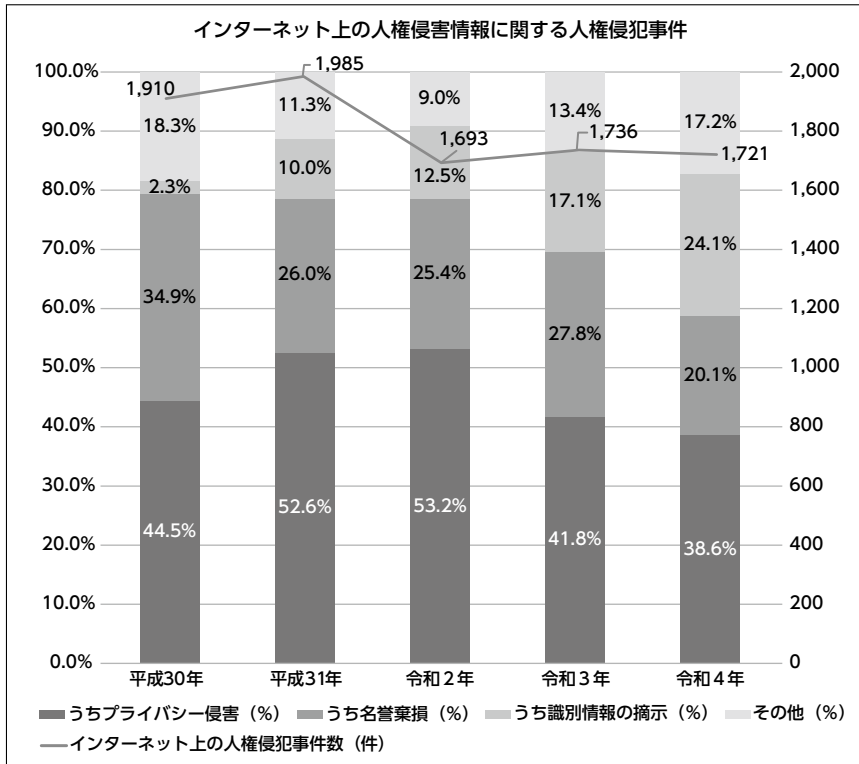
人権

男女共同参画

多文化共生

文化課

人権・ダイバーシティグループ
(☎96-1224)



法務省人権擁護局「令和4年における「人権侵犯事件」の状況において」

インターネットと人権侵害情報

私たちの生活を豊かにしてくれるインターネットも、使い方を間違えると、事件や犯罪に巻き込まれたり、人を傷つけたりする恐れがあります。軽い気持ちで投稿したメッセージや写真によって、他人や自分自身の名誉、プライバシーを侵害し、時には平穏な生活や身体・生命を脅かす事態につながることもあります。

左のグラフを見ると、インターネットでの人権侵犯事件の中でも、プライバシーの侵害と名誉毀損、識別情報の摘示※の割合の合計が、全体の8割を超えています。また、識別情報の摘示が増加傾向にあります。

※識別情報の摘示とは、特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘するものです。

「インターネットで相手を傷つけないために」

・著作権や肖像権に注意する

本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みをほかの場所に転載したりしないようにしましょう。

・目の前に相手がいると思って発信する

インターネットには、匿名性や非対面性という特徴があります。投稿先に人がいることを想像しづらいため、直接言えないようなことが言えてしまうことがあります。相手の立場に立ち、考えてから発信しましょう。

被害に遭ったときは

インターネット上で、自分の悪口が書かれていたり、自分の写真が無断で掲載されていたりしたら、一人で悩まず、相談しましょう。法務省では、人権相談の窓口を開設しています。

また、市では、毎月7日、18日、27日(土・日曜日・祝日の場合は翌日)に人権擁護委員による人権相談も行っています。詳しくは、市ホームページおよび市広報16日号「広報ガイド」の各種相談をご覧ください。



市ホームページ
人権相談



法務省
人権相談



※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

新鮮野菜の収穫体験

家族の思い出作りに、さつま

芋、里芋、落花生掘りをしてみませんか？

と き 10月1日(日)～31日(火)
 ※詳しい日時は、天候などを踏まえ、申込時に相談させていただきます。

と ころ 三寺町地内

対象者 市内在住の6歳前後のお子さんとその保護者

定 員 30組(先着順)

参加費 無料

持ち物 手袋、ビニール袋

申込方法 9月29日(金)、30日(土)に電話でお申し込みください。

問合先

小川 ☎090-3937-7253